

事務連絡  
令和8年5月26日

豊島区内

指定障害児通所支援事業所各位

豊島区 福祉部  
障害福祉課長 池田 高志

### 指定障害児通所支援事業所における適切な事業所運営の徹底について

平素より、豊島区の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、区内の指定障害児通所支援事業所におかれましては、「豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和4年10月24日条例第45号）」及び関係法令等に基づき適切な事業所運営をされていることと存じます。

先般、豊島区内の指定障害児通所支援事業所において、人員配置違反及び給付費の不正請求をしていたことから、児童福祉法の規定に基づき、指定取消しする行政処分を行いました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、豊島区の障害福祉サービスに対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

各指定障害児通所支援事業者におかれましては、本通知及び関係法令等をよくご確認いただき、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基準を遵守した人員の配置について

- ・児童発達支援管理責任者は1名以上、常勤専従で配置してください。
- ・事業所に置くべき従業員のうち、児童指導員又は保育士（以下「児童指導員等」という。）は、営業時間を通して2名配置してください。営業時間中は、どの時間を切り取っても児童指導員等が2名の体制となるよう、人員を配置してください。
- ・児童発達支援管理責任者及び児童指導員等が指定基準に定める人員基準を満たしていない状況が引き続き場合、人員欠如減算が適用されます。人員基準を確認のうえ適切な配置をお願いします。
- ・児童発達支援管理責任者及び児童指導員等が配置基準を満たさない場合、障害児通所給付費の算定に必要な従業者（児童発達支援管理責任者及び児童指導員等）の員数に加えて人員を配置することにより算定できる加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算、看護職員加配加算 等）は算定できません。

## 2 変更届の提出について

給付費の請求に関して、事前に届出が必要な加算（体制加算）・減算があります。管理者、児童発達支援管理責任者、加算、減算に係る人員配置等の変更がありましたら、変更後 10 日以内に変更届出書（必須）に必要書類を添えて、郵送または窓口へ持参にてご提出をお願いします。ご不明な点は区にご相談ください。

### ○加算を新たに算定する場合、加算の算定区分を変更する場合

- ・算定開始月の前月 15 日まで（15 日が休業日の場合は、前日の営業日まで）に変更届の提出をお願いします。

### ○加算の算定要件を満たさないため加算を取り下げる場合

- ・算定できなくなった事実（人員の変更等）が発生後、10 日以内に提出してください。

## 3 その他

- ・利用者ならびに保護者の方からのお問い合わせにつきましては、真摯なご対応を徹底いただきますようお願いいたします。
- ・運営に関しては、以下のホームページ等を参考に、定期的に情報収集をお願いします。Q&A など随時情報が更新されています。

豊島区障害福祉課ホームページ <https://www.city.toshima.lg.jp/586/tuusho/tuushoshien.html>

東京都福祉局障害者サービス情報 <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

### 【根拠法令】

- ・豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和 4 年 10 月 24 日条例第 45 号）
- ・豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和 4 年 10 月 24 日規則第 82 号）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）

担当 障害福祉課 施設・事業者支援グループ

電話 03-3981-1786

e-mail [A0015600@city.toshima.lg.jp](mailto:A0015600@city.toshima.lg.jp)